

指定統計調査の承認等の状況 (平成20年11月分)

平成20年12月8日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称	申請者	主な承認事項	承認月日
国民生活基礎調査 (統計法第7条第2項)	厚生労働大臣	承認事項の変更 政府管掌健康保険が平成20年10月から全国健康保険協会管掌健康保険に移行することに伴い、医療保険の加入状況に関する設問の選択肢中の当該保険の名称を新名称に変更する。	H20. 11. 19
建築着工統計調査(統計法第7条第2項)	国土交通大臣	承認事項の変更 建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正を踏まえ、同法の規定を引用する部分について変更を行うほか、調査方法(電磁的記録による調査票の提出)や調査関係書類の保存期間等に係る規定について、実態に合わせ、適切な表記となるよう変更を行う。	H20. 11. 26
工業統計調査(統計法第7条2項)	経済産業大臣	承認事項の変更 1 調査の範囲 日本標準産業分類の改定(平成19年11月6日付け総務省告示第618号)に伴い、「調査の範囲」について「大分類F-製造業」の表記を「大分類E-製造業」に改める。 2 別紙様式第2工業調査票甲及び別紙様式第3工業調査票乙 (1) 平成19年調査限りの調査事項を削除する。 (2) 平成20年調査から、事業所の名称等についてプレプリントを導入することに伴い、「1 事業所の名称及び所在地」欄及び「2 本社又は本店の名称及び所在地」欄の不要となる文字(都道府県、市区町村など)を削除する。 (3) その他、記入者の記入しやすさを考慮し、一部のレイアウトの変更や説明文等を追加する。 3 別表1結果の公表の方法及び期日	H20. 11. 26

		(1) 閲覧の場所のうち、(財) 経済産業調査会経済統計情報センターが移転したことに伴い、同センターの住所を新住所に変更する。 (2) 公表の方法のうち閲覧に、「1 km メッシュ」を追加する。	
薬事工業生産動態統計調査（統計法第7条2項）	厚生労働大臣	承認事項の変更 1 改正薬事法に基づき、医療機器については新たな一般的名称及び分類番号に変更されたことに伴い、分類番号欄の桁数を変更する。 2 特掲医薬品、特掲医薬部外品の定義を要綱に記載する。 3 特掲医薬品のうち漢方製剤について、剤型別の表章を行わず、漢方製剤名ごとの表章を行う。	H. 20. 11. 26

2 統計報告の徴集の承認

統計報告の徴集の承認	申請者	主な承認事項	承認月日
内航船舶輸送統計予備調査 （統計報告調整法第4条第1項）	国土交通大臣	国土交通省が、内航船舶輸送統計調査（指定統計第103号を作成するための調査）の2種類の調査のうち、内航船舶輸送実績調査について、精度向上の見地から、調査対象外となっている中小事業者について簡易調査票による調査を行うことの適否等について検証を行うことを目的として、1回限りの調査として実施する。	H20. 11. 7
自動車輸送統計予備調査 （統計報告調整法第4条第1項）	国土交通大臣	国土交通省が、自動車輸送統計調査（指定統計第99号を作成するための調査）の7種類の調査のうち、貨物営業用自動車に係る調査について、①調査員調査から郵送調査への変更、②大調査月（2, 6, 10月）の結果を用いず、毎月調査のみの結果を利用した推計方法への変更、③抽出単位を車両から事業所への変更の適否について、検証を行うことを目的として、1回限りの調査として実施する。	H20. 10. 30

（注）本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。